

# 茨城県報

第228号

平成3年3月28日

木曜日

## 目次

### 規 則

- |                                |          |
|--------------------------------|----------|
| ●茨城県畜産関係手数料徴収規則の一部を改正する規則（畜産課） | ページ<br>1 |
|--------------------------------|----------|

### 告 示

- |                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| ●航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定（公害対策課）        | 2  |
| ●悪臭物質の排出の規制地域及び規制基準（ " ）                     | 4  |
| ●振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（ " ） | 5  |
| ●振動規制法施行規則に基づく区域の指定（ " ）                     | 6  |
| ●振動規制法施行規則に基づく区域及び時間の区分（ " ）                 | 6  |
| ●国民健康保険医等の新規登録（医療福祉課）                        | 7  |
| ●保険薬剤師の登録（保険課）                               | 7  |
| ●青少年に有益な興行の指定（県民生活課）                         | 7  |
| ●青少年に有害な興行の指定（ " ）                           | 8  |
| ●土地収用法による事業の認定（2件）（用地課）                      | 9  |
| ●道路の区域の変更（3件）（道路維持課）                         | 10 |
| ●道路の供用の開始（ " ）                               | 12 |
| ●土地区画整理組合の解散の認可（都市計画課）                       | 13 |
| ●都市計画の決定（ " ）                                | 13 |
| ●都市計画の変更（3件）（ " ）                            | 13 |
| ●都市計画法に基づく事業計画の変更の認可（都市施設課）                  | 15 |
| ●都市計画法に基づく事業計画の変更の認可（3件）（下水道課）               | 16 |

### 公 告

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ●開発行為の工事完了（4件）（建築指導課） | 18 |
| ●道路の位置の指定（2件）（ " ）    | 19 |

## 規 則

### 茨城県規則第15号

茨城県畜産関係手数料徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県畜産関係手数料徴収規則の一部を改正する規則

茨城県畜産関係手数料徴収規則（昭和51年茨城県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表2の項中「(キ) 気腫そ | 360円|」を「(キ) 気腫そ | 750円|」に改め、同表5の項中「1,800円」を「2,000円」に、「120円」を「130円」に改め、同表6の項中「5,800円」を「6,800円」に改め、同表7の項中「1,900円」を「2,100円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「660円」を「800円」に、「850円」を「1,000円」に改め、同表8の項中「13,000円」を「15,000円」に、「32,000円」を「37,000円」に、「2,800円」を「3,200円」に、「4,700円」を「5,300円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。

告 示

茨城県告示第398号

公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第1項の規定、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第2項の規定及び航空機騒音に係る環境基準について（昭和48年環境庁告示第154号）第1の1の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域を次のように指定する。

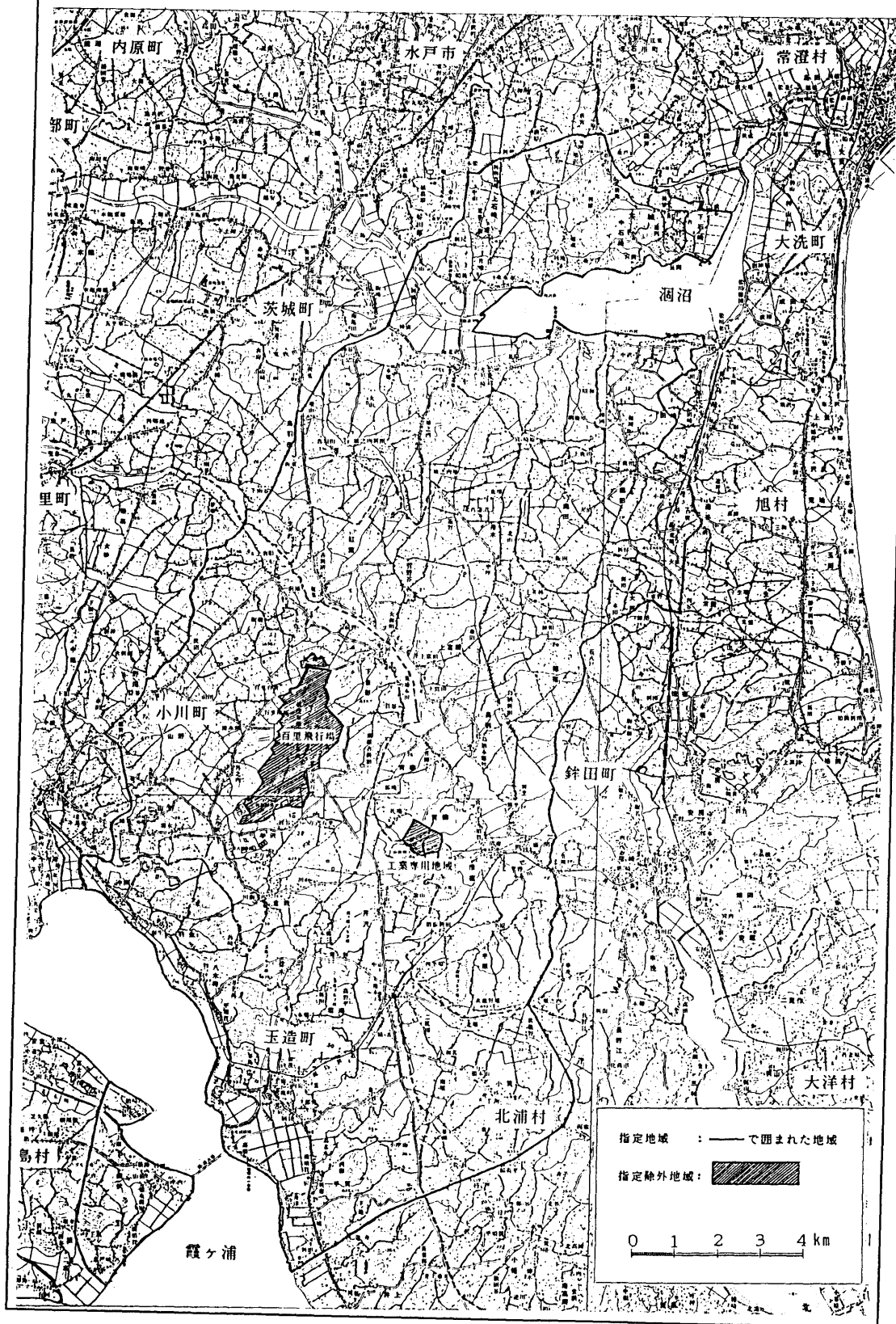
平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

地域の類型	該 当 地 域
I	<p>東茨城郡茨城町、同郡小川町、鹿島郡旭村、同郡銚田町、行方郡北浦村、同郡玉造町及び新治郡出島村の区域のうち、別図に実線で表示した地域。</p> <p>ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域及び百里飛行場の敷地を除く。</p>

# 別 図



## 茨城県告示第399号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出(漏出を含む。)を規制する地域(以下「規制地域」という。)及び法第4条に基づく悪臭物質の規制基準を次のとおり定め、平成3年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、茨城県環境局公害対策課及び古河市役所において縦覧に供する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

## 1 規制地域の範囲

古河市のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第1項の規定により、都市計画区域として指定された区域の地域

## 2 規 制 基 準

(1) 法第4条第1号に基づく工場その他の事業場の敷地境界線の地表における規制基準

1で定める全域について次のとおりとする。

ア アンモニア	1	p p m
イ メチルメルカプタン	0.0 0 2	p p m
ウ 硫化水素	0.0 2	p p m
エ 硫化メチル	0.0 1	p p m
オ 二硫化メチル	0.0 0 9	p p m
カ トリメチルアミン	0.0 0 5	p p m
キ アセトアルデヒド	0.0 5	p p m
ク スチレン	0.4	p p m
ケ プロピオン酸	0.0 3	p p m
コ ノルマル酪酸	0.0 0 1	p p m
サ ノルマル吉草酸	0.0 0 0 9	p p m
シ イソ吉草酸	0.0 0 1	p p m

(2) 法第4条第2号に基づく工場その他の事業場の煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

(1)で定める規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第2条に定める方法により算出した悪臭物質(メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二酸化メチル, アセトアルデヒド, スチレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとの流量とする。

茨城県告示第400号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次の1のとおり指定し、同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動についての規制基準を次の2のとおり定め、平成3年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、茨城県環境局公害対策課、美野里町役場及び内原町役場において縦覧に供する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域  
東茨城郡美野里町及び同郡内原町。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく工業専用地域を除く。
- 2 特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域の区分	時間の区分	午前6時から 午後9時まで	午後9時から 翌日の午前6時まで
	第1種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	70デシベル	60デシベル	

備 考

- 1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次に定める区域とする。
  - (1) 第1種区域  
都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居専用地域、第2種住居専用地域及び住居地域として定められた区域
  - (2) 第2種区域  
都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに都市計画法による用途地域の指定のない地域
- 2 次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準値は、各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第205号）第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第401号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定に基づき、良好な環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域として知事が指定する区域を次のとおり指定し、平成3年4月1日から施行する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

平成3年3月28日茨城県告示第400号で指定された地域のうち、次に掲げる区域

- 1 第1種区域として指定された区域
- 2 第2種区域として指定された区域のうち工業地域を除く区域
- 3 工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルの区域内
  - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第205号）第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの
  - (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホーム

茨城県告示第402号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考第1項の規定に基づき、区域の区分を次の1のとおり定め、同表備考第2項の規定に基づき、時間の区分を次の2のとおり定め、平成3年4月1日から施行する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 区域の区分

- (1) 平成3年3月28日茨城県告示第400号により指定された区域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域として指定された区域
- (2) 第2種区域 指定地域のうち、第2種区域として指定された区域

2 時間の区分

- (1) 昼 間 午前6時から午後9時まで
- (2) 夜 間 午後9時から翌日の午前6時まで

茨城県告示第403号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

記号番号	登録年月日	国民健康保険医等
茨国医 7456	H. 3. 2. 7	東 野 英 利 子
” 7457	H. 3. 2. 21	本 田 克 也
茨国薬 1766	H. 3. 2. 13	中 村 邦 子
” 1767	H. 3. 2. 20	小 澤 み ち 子
” 1768	H. 3. 2. 27	柳 原 政 敏
” 1769	H. 3. 3. 1	黒 田 か ほ る
” 1770	H. 3. 3. 1	小 石 川 幸 江
” 1771	H. 3. 3. 4	手 島 洋
” 1772	H. 3. 3. 6	足 立 由 香

茨城県告示第404号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の薬剤師を保険薬剤師に登録した。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

氏 名	登録記号番号	登録年月日
鈴 木 敦 子	茨薬 1435	3. 3. 8
石 川 奈 穂 子	茨薬 1436	3. 3. 8

茨城県告示第405号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条の規定に基づき、青少年に有益な興行として、次のものを推奨する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 推 奨 番 号 7
- 2 種 類 映 画
- 3 名 称 (題 名) うしろの正面だあれ
- 4 制 作 につかつ児童映画(株)・(株)テレビ東京・(有)スペース映像  
虫プロダクション(株)・(株)アルファデザイン
- 5 配 給 につかつ児童映画株式会社
- 6 推 奨 年 月 日 平成3年3月28日
- 7 理 由 下町の人々の日常生活を中心に、現在では見落とされがちで、家族の絆、隣人への思いやりを描き、戦火によりそれらを一瞬のうちに奪われてしまった主人公の少女が両親から受けた愛情を支えとして、悲しみをふりきり絶望の中から自力で立ち上がっていく姿を通して、優しさ、強さ、そしてくじけないで生きていくことの大切さについて描いている。
- 青少年の情操を高め豊かな人間性を養う上で有益である。

## 茨城県告示第406号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

指定番号	種 類	題 名	配 給 社 名
32	映 画	〔新日本映像ニュース〕 若奥様不倫 わいせつ名器	新日本映像
33	〃	若奥様不倫 わいせつ名器	〃
34	〃	〔短篇予告〕 官能伝説 ナイト・トリップス2	ニューセレクト
35	〃	ダーティー・ハニー 女体さぐり	〃
36	〃	〔新日本映像ニュース〕 大巨乳・快感絞り	新日本映像
37	〃	大巨乳・快感絞り	〃
38	〃	〔新日本映像ニュース〕 風 立 ち ぬ	〃
39	〃	風 立 ち ぬ	〃
40	〃	〔新日本映像ニュース〕 連続拷問レイプ 濡らす!	〃
41	〃	連続拷問レイプ 濡らす!	〃



42	映 画	三姉妹女猫たち	大 蔵 映 画
43	〃	〔新日本映像ニュース〕 団地妻 下半身いじめ	新 日 本 映 像
44	〃	団地妻 下半身いじめ	〃
45	〃	濡れて息づく	大 蔵 映 画
46	〃	痴漢電車・制服篇 相互愛撫	新 東 宝 映 画
47	〃	官能伝説 ナイト・トリップス2	ニューセレクト
48	〃	〔短篇予告〕 ファジィ・テクニク 変態不倫妻	〃
49	〃	愛染恭子 I N沖縄 本番快感ツアー	新 東 宝 映 画
50	〃	ミスターレディー 殺し屋集団	大 蔵 映 画
51	〃	ファジィ・テクニク 変態不倫妻	ニューセレクト

茨城県告示第407号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 起業者の名称 内原町
- 2 事業の種類 (仮称)内原ヘルスパーク整備事業
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分 東茨城郡内原町大字内原字長田及び字中谷地地内
  - (2) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
内原町役場

茨城県告示第408号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 起業者の名称 取手市
- 2 事業の種類 取手市立青少年研修センター建設事業
- 3 起 業 地

(1) 収用の部分 取手市大字市之代字小沼地内

(2) 使用の部分 な し

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

取手市役所

茨城県告示第408号-2

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成3年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 349号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町中台字田苗下 2318番2地先から	旧	メートル 最大 32.4 最小 6.6	メートル 11,427.0	
那珂郡那珂町額田北郷字愛宕下 1553番1地先まで		最大 71.5 最小 22.0	11,227.0	
那珂郡那珂町中台字田苗下 2318番2地先から	新	最大 71.5	11,227.0	
那珂郡那珂町額田北郷字愛宕下 1553番1地先まで		最小 22.0		
那珂郡那珂町菅谷字下宿西 4113番地先から		最大 8.6	964.0	
那珂郡那珂町菅谷字中宿西 4259番地先まで		最小 6.6		
那珂郡那珂町額田南郷字坂下 1711番1地先から	最大 32.4	1,753.0	那珂町へ旧道移管 のための区域変更	
那珂郡那珂町額田北郷字愛宕下 1553番1地先まで	最小 7.1			

茨城県告示第408号-3

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成3年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸茨城線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市常磐町6352番1地先から	旧	メートル 最大 24.5 最小 12.5	メートル 399.0	迂回路設置による 区域変更
		新	最大 24.5 最小 12.5	
水戸市千波町2700番1地先まで	新		最大 24.5 最小 10.0	

茨城県告示第409号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成3年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
 する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

路線名	区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員	延 長	摘 要
国 道 125号	猿島郡総和町大字小堤字新割 1900番1地先から	旧	メートル 最大 16.5 最小 9.0	メートル 2,340.0	交通安全施設 工事による区 域変更
			新	最大 19.0 最小 11.0	
	猿島郡総和町大字西牛ヶ谷 字西谷1722番7地先まで	新		最大 19.0 最小 11.0	

国 道 125号	猿島郡三和町大字大和町 字留西1776番13地先から	旧	最大 46.0 最小 9.0	2,196.0	交通安全施設 工事による区 域変更
	猿島郡総和町大字上大野 字愛后下2991番地先まで	新	最大 49.0 最小 15.0	2,196.0	
県道 新宿 新田 総和 線	猿島郡総和町大字上大野 字別当谷2810番1地先から	旧	最大 11.0 最小 8.7	1,780.0	同 上
	猿島郡総和町大字上大野 字八幡下765番3地先まで	新	最大 18.0 最小 12.0	1,780.0	
県道 土浦 境線	猿島郡境町大字伏木字宮下 4294番地先から	旧	最大 23.0 最小 7.5	560.0	現道拡幅によ る区域変更
	猿島郡猿島町大字菅谷 字道目438番2地先まで	新	最大 29.0 最小 12.0	560.0	
県道 結城 野田 線	猿島郡境町大字松岡 5番4地先から	旧	最大 9.4 最小 9.2	275.0	同 上
	猿島郡境町大字松岡 216番1地先まで	新	最大 16.0 最小 16.0	275.0	

## 茨城県告示第410号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成3年3月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国道 1 2 5 号	猿島郡総和町大字小堤字新割1900番1地先から 猿島郡総和町大字西牛ヶ谷字早稲田1000番3地先まで	平成3年3月28日
県道 結城野田線	猿島郡境町大字松岡5番4地先から 猿島郡境町大字松岡216番1地先まで	同 上

茨城県告示第411号

山崎工業団地土地地区画整理組合の解散について認可したので、土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第4項の規定により告示する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

茨城県告示第412号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画土地地区画整理事業を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 都市計画を定める土地の区域

那珂町大字菅谷字新地，字新地前，字鍛冶屋敷，字貝保内の全部

那珂町大字菅谷字みの内，字下宿西，字下宿東，字堀ノ内，字おつば，字新堀の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により土浦・阿見都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
3・3・11 荒川沖木田余線  
土浦市港町一丁目、蓮河原新町
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~

#### 茨城県告示第414号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
3・5・22号 元台町元吉田線  
水戸市元吉田町字同心町上宿の各一部  
3・6・27号 大工町河和田線  
水戸市見川2丁目、見川5丁目及び見和2丁目の各一部
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~

#### 茨城県告示第415号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により下館・結城都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
3・4・10 駅前・中館線  
下館市大字岡芹字八丁  
大字中館字東八丁、丸山、中道東、中道西の各一部  
3・4・31 小川・女方線  
下館市大字小川字箱ヶ島  
大字伊讚美字鬼ヶ久保の各一部  
3・2・33 小田林・蓮沼線

下館市大字笹塚字笹塚

大字栗島字岡

大字西大島字西浦

大字西大島字大島の各一部

3・4・50 谷部・小川線

下館市大字小川字五所館前

大字小川字大堀西

大字小川字柿木野各一部

追加する部分

3・4・73 岡芹・小川線

下館市大字岡芹字下田

大字西谷貝字西谷貝

大字石原田字下，字上，字海道上

大字西大島字大島

大字栗島字岡

大字笹塚字笹塚

大字山崎字神司，字神司前，字源六館

大字下平塚字北田，字平塚西，字大道北

大字上平塚字大道南，字前谷，字寺前，字大野原，字庚甲山

大字小川字大堀東，字大堀西，字五所館前，字柿木，字八丁，字西久保の各一部

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第416号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

1 施行者の名称 藤代町

2 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画公園事業

4・4・201 藤代町総合公園

3 事業施行期間 昭和61年6月23日から平成6年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 昭和61年茨城県告示第931号の事業地のうち，大字柵木字柵木及び字上組

地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 施行者の名称 那珂湊市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画下水道事業 那珂湊市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和61年2月10日から平成8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

茨城県告示第418号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 施行者の名称 利根町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
竜ヶ崎・牛久都市計画下水道事業 利根町公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年2月19日から平成9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 なし
  - (2) 使用の部分  
昭和51年2月19日および昭和54年11月12日、および昭和56年5月11日並びに昭和57年8月23日告示事業地のうち  
追加する区域  
利根町大字下曾根字広田の全部  
“ ” 字一の耕地、二の耕地、上坪の一部



利根町大字上曾根字下坪の全部

- ” ” 字一の耕地の一部
- ” 大字横須賀字四斗蒔，東，西，西前，村前，引地，引地台，慶正寺，古大日，明神台の全部
- ” ” 字猿引台，金耕地，後谷津の一部
- ” 大字早尾字大坂下の全部，町の一部
- ” 大字大平字金小路，原の下，向谷津，小山馬場先，川島田，川島田上，土井，道下，道下角，道下橋本，道上南作の全部
- ” ” 字猿引台，佐右エ門台，小山，小山後，小山道，庄兵衛台，大平前の一部
- ” 大字押戸字稲荷峠，丸山，上谷津の一部
- ” 大字奥山字吹嵐シ，大平境，道祖神の全部
- ” ” 字西原，道祖神前，八幡前，矢ノ尻の一部
- ” 大字加納新田字下野原，中野原，上野原の一部
- ” 大字惣新田字佐平治前，堤根，作兵エ前，孫平エ前，常右エ門前の一部
- ” 大字立崎字中坪，下坪，中野原，内原，内前の一部
- ” 大字中谷字上伏見屋敷の全部
- ” ” 字堤外，伏見屋内，平中の一部
- ” 大字福木字北裏，五軒屋裏の一部

変更する区域

利根町大字大平字権現道，入谷津の一部

- ” 大字早尾字一の耕地，二の耕地の一部
- ” 大字横須賀字引地前，一の耕地，三の耕地の一部
- ” 大字奥山字蔵前，谷津の一部
- ” 大字立木字上谷の一部

茨城県告示第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 施行者の名称 勝田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画下水道事業 勝田市南部公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和46年1月12日から平成8年3月31日まで

## 4 事 業 地

- (1) 収用の部分 変更なし  
 (2) 使用の部分

昭和50年茨城県告示第318号, 昭和56年8月17日付茨城県告示第1228号, 昭和57年10月14日付茨城県告示第1394号, 昭和61年3月31日付茨城県告示第503号及び昭和63年3月24日付茨城県告示第445号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

勝田市大字武田字新向, 字猫山, 字西台, 字西谷津, 字本松字久保, 字新地, 字原前, 字西塙, 字塙, 字宮前, 字中新向, 字後久保, 字宮下新向, 字六反町, 字石高, 字東谷津及び字向山並びに大字勝倉字鹿島台, 字一本松, 字勝負の間, 字上台, 字稻荷谷津, 字石井戸及び字地蔵根後並びに大字東石川字十文字, 字桜下及び字三反田, 並びに大字堀口字長久保及び字中原並びに大字市毛字ムナセ堀及び谷中前の各一部の区域

---

 公 告
 

---

## ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂湊市富士ノ上215番1, 同番2, 222番, 223番1から同番3まで, 225番2, 同番3, 238番7

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂湊市鍛冶屋窪3566番

財団法人 那珂湊市住宅公社

理事長 深 川 忠 義

~~~~~

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市台宿2丁目3165番36, 同番37

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都江東区門前仲町1丁目14番3号

大豊不動産株式会社

代表取締役 清 水 衛

~~~~~

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字谷田部字薬師下5665番6

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区赤坂3丁目21番13号

株式会社 長谷工不動産

取締役社長 久 光 龍 彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田村大字下稲吉字向原1666番1，同番8

2 事業主の住所及び氏名

千葉県流山市南流山1丁目1番地の12

株式会社 ジェーソン

代表取締役社長 太 田 万三彦

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成3年3月28日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜土木指令 第267号	3.3.12	(有) 鈴建ホーム (代) 鈴木 功	竜ヶ崎市若柴町 56番地	稲敷郡河内村生板 字砂場2564-11	メートル 5.00	メートル 14.65
下土木指令 第144号	3.3.19	小林 勝一	結城市大字小田 林1360番地	結城市大字結城 字四ツ京11530番10	4.20	33.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)